

議案第 75 号

飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

市長及び副市長の給料を減額するための改正

飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成16年飛驒市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 1 6 令和6年10月分に限り、市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 1 7 令和6年10月分に限り、副市長の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
本則 略 附 則 1 ～15 略 — — — — — — — — 以下 略	本則 略 附 則 1 ～15 略 16 <u>令和6年10月分に限り、市長の給料月額、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u> 17 <u>令和6年10月分に限り、副市長の給料月額、第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</u> 以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛驒市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
担 当 部	総務部
提 案 理 由	市長及び副市長の給料を減額するための改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	今般の市県民税の課税誤りにおいて、市政における事務の信頼性を損なう事態を招いたことから、当該事案に関する管理責任を明らかにするため。
条 例 の 概 要	市長及び副市長の令和6年10月分の給料についてそれぞれ10分の1を減額する。 市 長 830,000円 → 747,000円 △83,000円 副市長 680,000円 → 612,000円 △68,000円 (附則関係)
市 民 へ の 影 響 等	特になし
施 行 日	公布の日
備 考	